

東金市議会会議規則の一部を改正する規則

東金市議会会議規則（昭和45年東金市議会規則第1号）の一部を次のように改正する

。

第62条の次に次の1条を加える。

（市長等の反問）

第62条の2 議長のとめに応じて本会議に出席する市長その他の者（法第121条に規定する者をいう。）は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。